

第4回入善町農業委員会議事録

令和2年11月6日午後1時30分から第4回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

3番 寺田 晴美

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳子
入善町農業委員会	主 事	道 下 玲也
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第12号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第13号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第6	議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第15号 農用地利用配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。ここのところ、熊の出没が多数確認されています。朝夕のみならず、日中の作業や散歩の最中にも、警戒が必要です。今まで思いもなかったような地域にも出没しており、注意喚起していかねばならないと感じます。

報告ですが、先日から、県の功勞表彰や北陸農政局の表彰などを受けられる方々について、連絡を受けています。今年度は、受賞件数が多くなっているようです。

本日、審議する件数は多くありませんが、役場新庁舎の転用という重要な案件がございます。それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第4回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番小林委員と10番米山委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町春日〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は3,441㎡、譲渡人は、入善町春日〇〇の〇〇さんです。

申請番号2番、農地の所在地は、入善町春日〇〇で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,864㎡、譲渡人は、入善町春日〇〇の〇〇さんです。

申請番号3番、農地の所在地は、入善町藤原〇〇で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は90㎡、譲渡人は、埼玉県朝霞市栄町〇〇の〇〇さんです。

申請番号4番、農地の所在地は、入善町藤原〇〇で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は236㎡、譲渡人は、入善町藤原〇〇の〇〇さんです。

これら4件の申請の譲受人は、入善町春日〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で1分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年300日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、33,789㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、

原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、吉原委員にいただいております。

申請番号5番、農地の所在地は、入善町新屋〇〇で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は662㎡です。

譲渡人は、黒部市天神新〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町新屋〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は事務所から200mほどであり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者が農地所有適格法人であることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、523,815.98㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

以上5件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

吉原委員

申請番号1番から4番については、事務局の説明のとおりです。面積が大きくないものは仲間田になっています。譲受人に関しても、問題ないと思いましたので確認印を押ししました。以上です。

米山委員

申請番号5番についてですが、譲渡人の〇〇さんは、もともと施設園芸としてサツキを栽培していらっしゃいました。その後を、譲受人の〇〇さんをお願いする形です。特に問題はないと判断しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第12号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第12号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町入膳〇〇外2筆の計3筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は9,477㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇の〇〇さん外3名で、譲受人は、入善町入膳〇〇の〇〇です。
転用目的は「町役場庁舎敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

入善町役場庁舎は、昭和46年に建設され、築48年以上が経過し、経年劣化による老朽化が著しい状態にあります。

加えて、現行の建築基準法の規定による耐震基準を満たしていないため、大地震が発生した際には、庁舎の倒壊など大きな被害が発生することが想定されます。地震発生後の災害対応など復旧の拠点となる施設でありながら、現庁舎が倒壊した場合、町の災害対策本部が設置できなくなるだけでなく、町内の災害復旧活動に支障をきたすおそれのあることから、新しい庁舎の建設を計画しています。

申請面積は、9,477㎡と、庁舎敷地、庁用車庫、来庁用駐車場等として利用するために必要な面積と認められます。

下水道につきましては、町道運動公園上田線にあります下水道本管に接続可能です。雨水につきましては、敷地内に設ける側溝を調整池とし、排水量を調整したうえで、こちらも町道運動公園上田線にあります隣接排水路へ流す計画となっております。

上水道につきましては、井戸を掘り接続する予定です。

申請地につきましては、第1種農地であります。運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のaによる、「土地収用法第26条第1項の規定による告示に係るもの」(いわゆる事業認定)の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和2年11月26日頃除外予定であり、隣接耕作者の同意および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は、中陣委員にいただいております。

続きまして申請番号2番。申請地は入善町青木〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は133㎡です。

譲渡人は、入善町青木〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在妻と子供2人の4人で生活していますが、家財道具や自動車のタイヤ等を保管するための物置を建築する計画をたて、今回の転用申請となりました。

申請地は、居住地の隣接地であり、仮設物置と庭等として利用するために必要な面積です。雨水排水につきましては隣接の排水路へ排水する計画です。

申請地の農地の区分は、第1種農地であります。転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められない(集落接続)の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、昭和50年11月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は、森下吉光委員にいただいております。

続きまして申請番号3番。申請地は、入善町浦山新〇〇外4筆の計5筆、台帳地目、現況地目ともに「田」で、合計面積は19,287㎡です。

貸渡人は、黒部市飯沢〇〇の〇〇さん外4名で、借受人は朝日町三枚橋〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「陸砂利採取及び仮設備場」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、土木工事業をはじめ、土石採取・販売業など様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、19,287㎡の申請地から、90,000㎡の砂利を採取し、108,000㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、米山委員にいただいております。

以上、3件であります。よろしく願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中陣委員

申請番号1番は、事務局の説明のとおりであり、現場も問題なかったもので、確認印を押しました。以上です。

森下委員

申請番号2番ですが、事務局の説明のとおりであり、問題ありません。

米山委員

申請番号3番は、問題がないよう念押ししたうえで、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第12号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第13号、事業計画変更の申請による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第13号、事業計画変更の申請による意見進達について、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。先ほどの議案第12号受付番号③の案件に関連するものであります。

変更前は、譲渡人は入善町小摺戸〇〇の〇〇さん外10名で、譲受人は、入善町本村〇〇の〇〇さん、申請地は、入善町浦山新〇〇外22筆の計23筆、台帳地目、現況地目ともに「田」で、面積は27,982㎡、転用目的は「陸砂利採取及び仮設備場」、契約内容は賃借権の設定とし、計画期間は平成30年11月1日から令和2年4月30日までの2年6か月です。

具体的な変更理由につきましては、先ほどの議案第12号の受付番号3番の案件で、〇〇さんが、砂利採取を行う計画を立てた際に、〇〇さんがこれまで表土置場、仮設備場として利用している浦山新〇〇、〇〇の一部を〇〇さんも利用したいと考え、共同利用申請を行いたく、今回の事業計画変更申請となりました。

共同申請地は、令和2年4月30日以降も令和4年11月30日まで〇〇が利用するため、原状復旧は〇〇が行うこととなります。

以上1件であります。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第13号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第14号、農用地利用集積計画の決定について、及び、日程第7、議案第15号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第14号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年11月6日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、68件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請がありますので、議案第15号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和2年11月6日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするとき、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。地区ごとに報告いたします。

まず、新規設定です。

入善地区 6件、9筆、20,895㎡

上原地区 5件、22筆、24,847㎡

青木地区はありません。

飯野地区 19件、60筆、103,946㎡

小摺戸地区 7件、16筆、29,114㎡

新屋地区 4件、6筆、15,363㎡

柵山地区 2件、8筆、13,915㎡

横山地区 3件、7筆、18,553㎡

舟見地区 5件、15筆、20,636㎡

野中地区 3件、5筆、11,093㎡

以上、新規の合計は、54件、148筆、258,362㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 3件、11筆、22,317㎡

上原地区 2件、5筆、10,887㎡

青木地区はありません。

飯野地区 6件、6筆、10,066㎡

小摺戸地区 1件、1筆、1,551㎡

新屋地区はありません。

櫛山地区はありません。

横山地区 1件、4筆、9,995㎡

舟見地区はありません。

野中地区 1件、4筆、9,228㎡

以上、再設定の合計は、14件、31筆、64,044㎡です。

新規、再設定合わせて、68件、179筆、322,406㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第14号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第15号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

11月16日月曜日に、令和2年度富山県農業委員会研修大会が、アイザック小杉文化ホール「ラポール」にて開催されます。役場からバスが出ますので、参加される方は当日の正午に役場前に集合してください。事務局からは以上です。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

議長(鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第4回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、12月8日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時15分)